

# 審 査 基 準

平成19年11月27日作成

法 令 名 :	徳島県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 :	第4条
処 分 の 概 要 :	駐車禁止規制除外標章再交付
原権者(委任先):	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め :	徳島県道路交通法施行細則
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	3日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	徳島県道路交通法施行規則(昭和47年1月28日公安委員会規則第1号)第4条第13号に掲げるものにあつては、警察本部交通規制課 徳島県道路交通法施行規則第4条第14号に掲げるものにあつては警察本部交通規制課又は申請者の住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先 :	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 (088-622-3101 内線5173) 警察署交通課
備 考 :	